

2022-7 税務・労務・法務情報

戦略的投資優先計画が公表されました

CREATE法に基づき、税制上の優遇措置を付与する対象事業は「SIPP：Strategic Investment Priority Plan」（戦略的投資優先計画）により決定されることとなっています。既存企業の皆様は10年間の経過措置として登録は延長されますので、一部優遇制度の内容に変更はありますが、登録そのものが取り消されるということはありません。新規投資を検討されている皆様は今回公表された戦略的投資優先計画を参照下さい。

（2022年戦略的投資優先計画）

Tier 1.

2020年度IPP（Investment Priorities Plan）に記載されたすべての事業が継続してSIPP上の対象事業となります。

Tier2. ・

1. **グリーンエコシステム**（EV組み立て・部品製造、省エネ船舶、スマートグリッド及び再生可能エネルギー関連電子デバイス、統合的廃棄物管理・リサイクル）
2. **健康関連事業**（DOH, DOSTその他の庁からの認証を得た薬品等の製造）
DOH：Department of Health：保険省
DOST：Department of Science and Technology：科学技術省
3. **国防関連**（DND, AFP, NSCからの認証を得た事業）
DND：Department of National Defense：国防省
AFP：Armed Forces of the Philippines：国軍
NSC：National Security Council：国家安全協議会
4. **産業バリューチェーン**（鉄鋼、繊維、化学、グリーンメタル<銅、コバルト、ニッケル>原油精製、ウエハー）
5. **食料安保**（DA, PCAARRDから認証を得た事業）
DA：Department of Agriculture：農業省
PCAARRD：Philippine Council for Agriculture, Aquatic and Natural Resources Research and Development：農業資源研究協議会

Tier 3.

以下のような事業が該当する

1. **R&D**
2. **革新的製品の高度製造技術**
3. **革新的技術サポート施設**

*Tier 2. 3.については、監督官庁の推薦により追加の事業が認められることがある。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)